明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（文部科学五）　一
○農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令（農林水産一一）　三五
〔告示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（文部科学三二）　四九
〔資料〕
四半期別GDP速報（一次速報）（二〇一八（平成三十）年十～十二月期）（内閣府）　五〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五三
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八九
会社その他
会社決算公告　九〇

省令

○文部科学省令第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令を定める。

平成三十一年三月四日

文部科学大臣　柴山　昌彦

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令

目次

第一章　重要文化財保存活用計画等の認定（第一条―第八条）
第一節　重要文化財保存活用計画（第一条―第八条）
第二節　登録有形文化財保存活用計画（第九条―第十五条）
第三節　重要無形文化財保存活用計画（第十六条―第十八条）
第四節　重要有形民俗文化財保存活用計画（第十九条―第二十四条）
第五節　重要無形民俗文化財保存活用計画（第二十五条―第二十七条）
第六節　登録有形民俗文化財保存活用計画（第二十八条―第三十三条）
第七節　史跡名勝天然記念物保存活用計画（第三十四条―第三十九条）
第八節　登録記念物保存活用計画（第四十条―第四十五条）
第九節　国に関する特例（第四十六条―第五十二条）
第二章　文化財保存活用地域計画の認定（第五十三条―第五十六条）
第三章　文化財保存活用支援団体の指定（第五十七条・第五十八条）
附則

第一章　重要文化財保存活用計画等の認定

第一節　重要文化財保存活用計画

（重要文化財保存活用計画の認定の申請）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十三条の二第一項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による重要文化財（国宝を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第一号（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三条第二項において同じ。）に掲げる事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ　現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ　現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

ハ　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

二　申請者が管理団体であるときは、所有者の承諾書

ホ　管理責任者がある場合は、その承諾書

二　重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第二号（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三条第三項において同じ。）に掲げる事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ　修理の設計仕様書又は計画書

ロ　修理をしようとする箇所の写真又は見取図

ハ　申請者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書